

# 公益財団法人 徳島県消防協会職員給与規程

## (総則)

第1条 公益財団法人 徳島県消防協会定款第12章第47条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。但し、その他職員の報酬等は徳島県職員の例に準じて支給する。

## (給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 基本給は、本俸とする。

3 諸手当は、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当とする。

## (給与の支給方法及び支給日)

第3条 職員の給与(期末手当を除く。)の支給は、毎月20日とする。

2 期末手当の支給は、毎年6月15日及び12月10日とする。

3 職員の給与は、第1項の支給日において、当月分の本俸、前月分の通勤手当及び時間外勤務手当を支給する。

4 新規採用又は復職者の発令当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。

5 職員が退職した場合は、その日まで日割計算をもって給与を支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

6 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員から申し出があった場合には、口座振替の方法により支給することができる。

7 第1項及び第2項の支給日が休日の場合は順次前日に繰り上げるものとする。

## (本俸)

第4条 本俸は、徳島県行政職給料表を適用するものとし、会長が別に定める。

## (昇級)

第5条 職員が、現に受けている俸給を受けるに至ったときから12か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。

## (期末手当)

第6条 期末手当の額は、本俸に、6月に支給する場合においては2.2、12月に支給する場合においては2.7を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、月額5,000円とする。

(時間外手当)

第8条 時間外手当は、就業規則第9条の規定により勤務することを命ぜられた職員に対し、その時間外勤務をした全時間に勤務時間1時間当たりの給与額の100分の125（その時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、100分の150）を乗じた額を支給する。

2 前項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額に1.2を乗じ、その額を2週間の勤務時間に2.6を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第9条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給することができる。

(休職者の給与)

第10条 職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により最長6か月の範囲において本俸の一部を支給することができる。

(細則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。